

ASIAGAP総合規則Ver.2.2に対してお寄せいただいたパブリックコメントへの対応

No.	ASIAGAP総合規則Ver.2.2 (パブリックコメント版)			ASIAGAP総合規則Ver.2.2	
	章・項目番号	提案者	問題点・疑問点・改正提案	対応	章・項目番号 (変更分)
1	3. (6)農場	指導員	事務局や圃場などで構成される農場であるが、それが一体的な管理体制を持つ状態とは、どのような状態をいうか。また、それを確認する方法はどのような方法か。 一体的な管理体制と、一元的な管理の相違点として、最も理解が容易な点は、どのようなことがあるか。 ちなみに、「一元的な管理体制」という文言表記は、平行生産についての項にある。また、認証の流れと認証後の管理にもある。 言い換えるなら、「一体的な」という表記はないか。 「一体的な管理体制」の表記として意図しているのであれば、一元的との相違について解説することが誤解を生まない。	同一経営のマルチサイトにも対応することを意図して改定をしたが、今回の改定では同一経営のマルチサイトに対応しないこととし、定義をASIAGAP2017改定第1版の記述に戻した。	3.(6)
2	7.2(3)	指導員	レベル設定の根拠が不明瞭。GFSIの要求だというのは理解できるが、そもそも協会の考えるレベル設定とGFSIの考えるレベル設定に差があったことが起因であるため、設定変更と同時にレベル設定の定義を見直すべきと思います。	レベル設定については、必須、重要、努力の定義の通り対応し、改定をした。	—
3	7.2(3)	指導員	重要項目を85%とした根拠が不明。重要項目のいくつかを見送ることを目的とするなら、%ではなく1つや2つまでと定義したほうが分かりやすい。	検討した結果、85%とした。	—
4	8.1(6)審査員の選定	指導員	(5)に、審査後はとあって、この(6)は審査の前の段階ではないのですか。	(5)の記述を変えたため、(6)の順番が前後してしまった。(5)と(6)の順序を入れ替えた。	8.1(5)(6)
5	8.2 審査の計画とサンプリング(5)	会員	a)団体事務局の審査 認証機関は、団体の審査において、団体事務局の審査を一番先に行わなければならない」について、「認証機関は、団体事務局の審査を、少なくとも年1回、サンプリングした農場の審査を実施する前に行わなければならない」という方が、GFSI要求事項に近いように思えます。GFSI要求事項ですので、致し方ありませんが、できれば「望ましい」ということの方が運用しやすいと思います。 次のようにしてはどうか。「認証機関は、団体事務局の審査を、少なくとも年1回、サンプリングした農場の審査を実施する前に行わなければならない」	ご指摘を受け、次のように修正した。 「認証機関は、団体事務局の審査を農場・農産物取扱い施設の審査を実施する前に行わなければならない」。	8.2(5)
6	8.2 審査の計画とサンプリング(5)	会員	「組織は、・・・審査申込書において希望しなければならない」との要求事項は、訳としてはあっているのだと思いますが、運用方法としては、いかがなものかと思えます。申請書で意思表示させること、合意するという役割であれば、そのように表現する必要があると考えます。 次のようにしてはどうか。団体認証を希望する組織は、審査申込書において構成農場の審査をサンプリングにより行うことを依頼する。	ご指摘を受け、改善提案の通り修正をした。 「団体認証を希望する組織は、審査申込書において構成農場の審査をサンプリングにより行うことを依頼する。」	8.2(5)
7	8.2(5)	指導員	「団体認証を希望する組織は、認証機関へ構成農場のサンプリングを審査申込書において希望しなければならない」という記述があるが、何を意図してるか不明。総合規則にサンプリングして審査することと書かれているので、農場から希望する必要は不要と思います。	団体認証は、サンプリングにもとづく農場審査をする他、組織が希望すれば全ての農場を審査することもできるために規定している。	—

No.	ASIAGAP総合規則Ver.2.2 (パブリックコメント版)			ASIAGAP総合規則Ver.2.2	
	章・項目番号	提案者	問題点・疑問点・改正提案	対応	章・項目番号 (変更分)
8	8.2(5) b)	指導員	最初の農場審査実施の原則7日前 最初の審査実施の7日前で良いのでは。 原則という文言に、意図することがあるなら、それはどのようなことか。(認証機関が想定の日を守れないような事例) そしてそれがあれば、限度は定める必要はないか。 次のようにしてはどうか。「最初の審査実施の7日前」	ご指摘の通りのため、「7日前以降に」と修正した。	8.2(5)b)
9	8.3 審査の実施及び是正報告の受付	会員	「認証機関は、団体審査の中で見つかった不適合が、団体を構成する農場、農産物取扱い施設等全体に関わるものか、一部の構成農場、農産物取扱い施設に関わるものか、評価しなければならない。」について、これは、全体か或いは一部の他の農場、施設に影響するかを評価することであれば、表現を変えた方が良いと思われます。つまり、「ある農場で検出された不適合が他の農場・施設にも影響するかどうかを評価する。」というようには、読み取れないので、変更の必要があります。 次のようにしてはどうか。「認証機関は、団体審査の中で検出された不適合が、特定の農場の問題であるか、団体全体(または他の農場・施設)にも影響するかを評価しなければならない。」	ご指摘を受け、次の表現に修正した。 「認証機関は、団体審査の中で検出された不適合について検証し、必要に応じて組織全体に水平展開を行わなければならない。」	8.3
10	8.4 審査の実施及び是正報告の受付	会員	「不適合が、一部のまたは全ての構成農場、農産物取扱い施設等に関わる場合、是正処置を実施後、団体事務局が検証し、その後、認証機関が検証を行わなければならない(MSS5.1)。」については、組織並びに認証機関それぞれが検証しなければならないのであれば、主語を二つに分けて記述した方が要求事項が明確化すると思います。 次のようにしてはどうか。「団体事務局は、不適合が、団体全体(または他の農場・施設)にも影響する場合、是正処置内容を団体事務局が検証しなければならない。認証機関は、不適合が、団体全体(または他の農場・施設)にも影響する場合、団体事務局が検証した内容を含め実施された是正処置を検証しなければならない。」	ご指摘を受け、次の表現に修正した。 「団体事務局は、不適合が団体全体または一部の農場・農産物取扱い施設等に影響する場合、是正処置内容を団体事務局が検証しなければならない。認証機関は、不適合が団体全体または一部の農場・農産物取扱い施設等に影響する場合、団体事務局が検証した内容を含め実施された是正処置を検証しなければならない。」	8.4
11	12.1.2	指導員	内部監査員の評価員の要件についても総合規則で規定してはどうでしょうか。 ASIAGAP内部監査員(内部監査の評価員) ※括弧をつけて併記する。	ご指摘を受け、「団体事務局用 管理点と適合基準」と合わせて再検討した結果、内部監査の評価員という項目を立てないこととした。	—
12	附属書4	会員	図の表現がわかりにくい。期間の尺度が不連続になっているからであろう。例えば、3ヶ月の意味を示す線分の長さが同一ではないなど。 規程 → 規定では。	ご指摘を受け、図の線分の長さ等を修正する。	附属書4
13	3.(11)農産物取扱い施設	指導員	「茶工場」の文言があるが、荒茶のみと思われる。説明がないが誤解を生じないか。 次のようにしてはどうか。荒茶工場等	ご指摘の通り、茶工場を荒茶工場に修正した。	3.(11)

No.	ASIAGAP総合規則Ver.2.2 (パブリックコメント版)			ASIAGAP総合規則Ver.2.2	
	章・項目番号	提案者	問題点・疑問点・改正提案	対応	章・項目番号 (変更分)
14	3. (12)団体	指導員	「方針・目的」の文言があるが、管理点と異なる。方針だけでよいのではないのか。 また、目的までを含めるなら、それを監査対象とするべきではないか。 (団体の管理点2.1(3)) 文言「目的」の削除 ※管理点と適合基準の冊子も同じ	ご指摘の通り、方針のみにした。	—
15	3. (14)団体事務局	指導員	「統治」と、一体的な管理体制との相違は、どのようなことか。 統治という言葉を使わない。何故なら、その意味には、「少数の治者と多数の被治者との分化を前提とし、治者が被治者を秩序づけることを意味する」ということもあり、対等関係ではないとも捉えられる。	定義について、今後の改定で対応を検討する。	—
16	3. (17)品目	指導員	(リストの)「詳細な区分」という明示はあるか 認証上の表記名、左記に含まれる別表記の例、出荷の形態、備考とはあるが。 該当する項目名に表記を変更する	定義について、今後の改定で対応を検討する。	—
17	3. (19)食品	指導員	この項だけ、「ASIAGAPIにおいて、」とあるが。 無くてもよいのでは。	ASIAGAPは削除した。	3. (19)食品
18	3. (23)収穫工程 6.2(3)	指導員	(23)出荷先 (農産物取扱い施設等) への出荷 6.2(3)表中の収穫工程：農産物取扱い施設への出荷 一般的に出荷とは、製品ないし商品が、自社から顧客や市場 (しじょう) に向かって出ること とある。 用語の定義に「出荷」はないのであれば、一般的な解釈をするべきでは。	ご指摘を受け、修正をした。	3. (23)収穫工程 6.2(3)
19	3.用語の定義 仕入 (先)	指導員	一般常識であろうから用語の定義はない。 仕入先は単独で存在するのではない。その業者から購入することで、それが仕入先になるか、購入先になるか。 一般的には、仕入れしたものは、販売されるものに関係するもの、と云えないだろうか。しかし、時として、販売されるものに、直接的に使用されるものに対して、使用されるものまでを仕入れしたものとして判断される場合もある。 農場として、このようなグレーになる範囲については、それなりに解説する必要があるのではないだろうか。	ご指摘について、今後の改定で対応を検討する。	—
20	3.用語の定義 出荷 (先)	指導員	一般常識であろうから用語の定義はない	ご指摘について、今後の改定で対応を検討する。	—
21	3. (30)認証	指導員	注記に、「アウトプットされる製品 (農産物)」とあるが、商品とは異なるものか。	同じである。製品認証で言う製品とGAP認証で言う製品 (農産物・商品) を説明しているため、そのままとする。	—

No.	ASIAGAP総合規則Ver.2.2 (パブリックコメント版)			ASIAGAP総合規則Ver.2.2	
	章・項目番号	提案者	問題点・疑問点・改正提案	対応	章・項目番号 (変更分)
22	7.1(1) (最新版)	指導員	<p>認証での審査に使用するものは、最新版を用いると読める。間違いではないだろうが、</p> <p>5. 3発行日と審査受付(開始)日との関係性</p> <p>8. 1申込書に記載する審査する基準((1)e)があり、これで認証機関が受理したときが、審査の受付である。</p> <p>よって、審査受付を6/1とした場合、6/15に改定版が発行したら、その審査が7/20に実施されると、</p> <p>7. 1認証の種類に記載で、(最新版)との妥当性を評価するとなると、齟齬が生じるように思われるが。</p>	7.1(1)は原則であり、移行期間には旧版での審査も認めている。その組織にとっての現行版が最新版であるため、修正はしない。	—
23	7.2(3)	指導員	CPCCの1項目の決め方が不明瞭。1項目に計画から改善まで入っているものもあれば、計画、実施、確認、改善が分かれているものも存在し、1項目をどう定義するのが良いか検討すべきだと思います。	ご指摘については、今後の改定で対応を検討する。	—
24	7.2(3)	指導員	団体農場管理点と適合基準には、レベルが設定されているものの必須項目しかない。重要項目の%設定が必要か疑問。	団体事務局用管理点と適合基準では、ご指摘にあるような重要項目の%設定をしていない。	—
25	7.3(4)	会員	日本という国は土地柄、夏場の台風や地震の発生等多いので、審査当日に食品安全リスクの高い工程を見られなくなる可能性が非常に高い。緊急事態が発生した際はどうすれば良いのか。その都度GAP協会に連絡して確認を取るとなると、双方が面倒な気がする。	ご指摘について、今後の改定で対応を検討する。	—
26	10.2	会員 認証農場 指導員	<p>マークについては、認証農場、指導員等複数の方からご意見を頂いた。</p> <p>ASIAGAPマークを実際にどう使えるのかが不明であり、細則を同時に公開して欲しい。</p> <p>商品へのマーク表示が出来ないのは残念であり、GAP認証商品とそうでない商品の区別が出来る形にならないか。</p> <p>正しい情報を消費者に伝えるのは生産者の義務。消費者の信頼を表示で得る事は重要。認証シールのみを貼る事は消費者の誤解を招くと思われるが、その農場名等を表示できる事が望ましい。</p> <p>マーク表示が出来ない理由をGFSIとの議論を通じて明確に把握した上で、トレーサビリティマーク(コード)等の手段を講じる事を検討すべき。</p>	<p>ASIAGAPの認証農場マークそのものを商品へ表示する事は下記の通り出来ないが、コメントに対応し、別の表示方法を細則、レター等を通じて規定する。</p> <p>認証農場マークについては、ASIAGAP2017改定第1版でも「ASIAGAPロゴマークは、商品が特定の食品安全基準を満たすことを示すようなかたちで使われてはならない。」と規定しており、食品安全を示すものではなく、農場の経営管理の手法を伝えるものであるため、問題無いとして運用してきた。</p> <p>しかし、本規則が準拠せねばならない要求事項を作成するGFSIから、「マークを商品の包装に付ける事は、消費者がその商品の安全が完全に担保されているとの認識で購入するリスクがあり容認はできない」と指摘を受けた。</p> <p>また、検討の結果、ロゴマークを商品に使用してはいけない意図は、ASIAGAP総合規則2017改定第1版と変わらないため、記述はパブリックコメント版の記述からASIAGAP2017改定第1版の記述に戻す。</p>	10.2
27	11.1.9	会員	<p>審査員の独立性と公平性及び守秘義務</p> <p>「審査日から前後3年以内は、審査を担当した農場・団体に対しコンサルティング(*注記)または商品の販売等の営業活動を行ってはならない。」となっているが、2年ではない理由は?</p>	過去の検討の結果、3年としている。	—

*今回の改定案との関連が薄いと思われるコメントは対応表に掲載していませんが、必要に応じて事務局よりご連絡をする場合がございます。